



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成21年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まんなま
- 3 代表者の氏名  
半 田 小百合
- 4 主たる事務所の所在地  
南佐久郡佐久穂町大字畑143番地2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、子どもとその家族及び地域社会に対して、適切な情報提供、支え合える人間関係作り、交流の場作りに関する事業を行い、子ども達が自ら伸び行く力を発揮し、どの年代の大人達も生き生きと生活できる地域社会作りに寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
自動車税納税通知書等印刷・データプリント業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び業務仕様書によります。
  - (3) 履行期間  
平成21年2月13日から平成21年7月14日まで
  - (4) 入札方法  
印刷1枚当たり、データプリント1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に種類及び規模を同じくする業務（コンビニエンスストア収納に対応した自動車税納税通知書の印刷業務及び同通知書の印刷件数が100万件程度の業務）を誠実に履行した実績を有する者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7051

- 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成21年2月9日（月） 午後2時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年2月3日午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者であって、すべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

- 5 その他  
入札詳細は、入札説明書及び業務仕様書によります。

税 務 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アメリカンドラッグ 駒ヶ根店  
駒ヶ根市赤穂1467 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社 モリキ  
飯山市南町13-3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所  
株式会社 モリキ  
飯山市南町13-3  
株式会社 高木酒店  
長野市大字稲葉日詰2777  
株式会社 ローソン  
東京都品川区大崎1-11-2  
ゲートシティ大崎イーストタワー
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年9月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,706平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 76台  
(2) 駐輪場の収容台数 16台  
(3) 荷さばき施設の面積 81平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量  
11立方メートル  
容量の合計は1立方メートル未満切り捨て
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社 モリキ	午前10時	午後9時
株式会社 高木酒店	午前10時	午後9時
株式会社 ローソン	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
8か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
A 1	午前9時から午後5時まで
A 2	午前9時から午後5時まで
B	24時間

- 8 届出年月日  
平成21年1月9日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成21年1月29日から平成21年5月29日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成21年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 募集人員及び修業年限

学 科 等	修業年限	募集人員
総 合 農 学 科	2 年	若干人
専 門 技 術 科	2 年	若干人
実 科 ・ 研 究 科	果樹実科・研究科	実 科 若干人
	野菜花き実科・研究科	
	畜産実科・研究科	研究科 若干人
	中信農業実科・研究科	
南信農業実科・研究科	各1年	

- 2 受験資格

- (1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成21年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

- (2) 専門技術科

次のいずれかに該当する者（平成21年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 学校教育法による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- イ 都道府県立農業講習所（学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。）又は都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたもの）に限ります。）の養成部門において、農業に関する正規の課

程を修めて卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

(3) 実科

次のいずれかに該当する者(平成21年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であることとします。

ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)

ウ 学校教育法施行規則第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(4) 研究科

次のいずれかに該当する者(平成21年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であることとします。

ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者

イ 学校教育法による短期大学を卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続き

(1) 提出書類

ア 入学願書(長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。)

イ 調査書(最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあつては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。)

ウ 2の(1)のウ又は(3)のウに該当する者にあつては、その事実を証する書類

エ 写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。)

オ 受験票(長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。)

カ その他校長が必要とする書類

(2) 受付期間

平成21年2月19日(木)から平成21年3月5日(木)までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。(郵送による場合は、平成21年3月5日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(3) 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書にはり、消印しないでください。)納付してください。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話(026)278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話(026)246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話(026)278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話(0263)52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話(0263)52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話(0265)35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査(面接)とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

ア 期日 平成21年3月12日(木)

イ 場所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。)	国語(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。)
	数学(60分)	数学I(注)1	小論文(60分)	1,200字以内
選択科目	公民(60分)	現代社会	数学(60分)	数学I(注)1
	化学(60分)	化学I(注)1	公民(60分)	現代社会
	生物(60分)	生物I(注)1	化学(60分)	化学I(注)1
	農業(60分)	(注)2	生物(60分)	生物I(注)1
	から1科目		農業(60分)	(注)2
			から1科目	

(注)1 国語総合、数学I、化学I及び生物Iの内容は、旧課程及び新課程の共通範囲とします。

2 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とします。

イ 専門技術科

科目	出題形式	内 容
一般教養 (90分)	多枝選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専 門 (90分)	記 述 式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 畜産学総論 土壌肥料学 植物病害虫学 農業経営学

ウ 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

5 合格者の発表

平成21年3月18日(水)午前9時に試験を実施した場所及び長野県農業大学校ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/xnousei/noudai/index.htm>)に掲示するとともに、本人に通知します。なお、電話による問い合わせはできません。

6 その他

- (1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。(郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。)
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報には、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

木曾郡木曾町における県営木曾中部地区小野換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年1月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類  
県営木曾中部地区小野換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年1月30日から2月27日まで
- 3 縦覧の場所  
木曾郡木曾町役場

農地整備課

公告

木曾郡木曾町における県営木曾中部地区中村換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年1月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類  
県営木曾中部地区中村換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年1月30日から2月27日まで
- 3 縦覧の場所  
木曾郡木曾町役場

農地整備課

公告

木曾郡上松町における県営上松地区倉本換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年1月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 縦覧に供する書類  
県営上松地区倉本換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年1月30日から2月27日まで
- 3 縦覧の場所  
木曾郡上松町役場

農地整備課



## 公告

木曾郡上松町における県営上松地区最中下換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類  
県営上松地区最中下換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年1月30日から2月27日まで
- 3 縦覧の場所  
木曾郡上松町役場

農地整備課

## 公告

木曾郡上松町における県営上松地区高倉換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類  
県営上松地区高倉換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年1月30日から2月27日まで
- 3 縦覧の場所  
木曾郡上松町役場

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年1月29日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

- 1 (1) 許可番号 平成20年2月29日  
長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-39号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字発地字鷲穴1167、字長畑1275-8
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉県柏市中央町5-16  
株式会社信光不動産 代表取締役 金井 光生
- 2 (1) 許可番号 平成20年4月25日  
長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-49号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字追分字小田井道上15-6
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐久市猿久保882  
佐久浅間農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 大治郎
- 3 (1) 許可番号 平成20年12月1日  
長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-47号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
佐久市根々井字北原49-1の内、49-3、50-1の内、50-2、51-1、55、59、根々井字十三方60、61-1、猿久保字下原616
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都杉並区高円寺南1-32-3  
檜山工業株式会社 代表取締役 檜山 宏
- 4 (1) 許可番号 平成20年12月1日  
長野県佐久地方事務所指令20佐地建第20-24号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田小水沢道下1044-23
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市千種区清住町2-36-1  
株式会社星の企画 代表取締役 星野 和華
- 5 (1) 許可番号 平成20年12月15日  
長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-46号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡御代田町大字御代田字一の沢4106-73の内、4106-251、4106-267、4106-270、4106-280、4106-281、4106-294、4106-303の内、4106-340、4106-371、4106-409、字大林4108-84、4108-85、4108-86、4108-87、4108-89、4108-714、4108-1952
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北佐久郡御代田町大字御代田4106-73  
ミネベア株式会社 代表取締役 山岸 孝行
- 6 (1) 許可番号 平成20年12月24日  
長野県佐久地方事務所指令20佐地建第20-15号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡御代田町大字馬瀬口字分杭1597-40
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上田市常磐城3-4-12  
アルファライフ株式会社 代表取締役 池田 成彦

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 1月29日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 許可番号 平成20年12月26日  
長野県指令20建指第6-11号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字片丘字宮村8784-2、8784-7、8785-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市寿北7-6-G-301 市営住宅 中野 誠

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 1月29日

長野県長野地方事務所長 轟 好人

- 1 (1) 許可番号 平成20年 8月20日  
長野県長野地方事務所指令20長地建第5-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
千曲市大字雨宮字起返中ノ割2467、2468、2469-1、2470、2471、2472-1、2473、2474-1、2474-4、2475-1、2478-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市稲葉917  
クラヤ化成株式会社 代表取締役社長 岸田 和喜
- 2 (1) 許可番号 平成20年12月2日  
長野県指令20建指第7-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字小布施1307-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上高井郡小布施町大字福原171-7  
ラフィーネ逢瀬A-202 田中 利幸

建築指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成21年1月29日

長野県公安委員会

- 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

- 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月6日 (金)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市小伝馬町 1-3541-1 長野県飯田創造館	60名

- 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

- 4 受講手続

- (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

- (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

- (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

- 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 1月29日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

倉島 明一

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成21年度特会千曲川流域下水道事業汚泥収集運搬業務委託（長野市赤沼・真島1-(2)）

未消化脱水汚泥6,871トン、消化脱水汚泥707トン及びけい砂10トン（予定数量）

- (2) 役務の特質

下水汚泥（未消化脱水汚泥、消化脱水汚泥及びけい砂）の収集運搬

- (3) 履行期間

平成21年 4月1日から平成22年 3月31日まで（地方自治法

(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥発生場所

ア 未消化脱水汚泥及び消化脱水汚泥  
長野県長野市大字赤沼字申高2455  
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場  
長野県長野市真島町川合1060-1  
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

イ けい砂

長野県長野市真島町川合1060-1  
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定により、長野市長及び積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の収集及び運搬の業(汚泥、燃え殻)の許可を受けた者であること。
- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成21年1月29日から平成21年2月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野県長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課  
電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月13日(金) 午後2時  
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所  
3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成21年3月12日(木) 午後5時(必着)

イ 提出場所 郵便番号 380-0917

長野県長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11  
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同一入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be purchased :  
Commissioned service for gather and transport undigested dewatering sludge,6,871t / digested dewatering sludge,707t / siliceous sand,10t (planned quantity)
- (2) Contract duration:  
From April 1,2009 until March 31,2010
- (3) Place where the service take place:  
A.undgested dewatering sludge / digested dewatering sludge  
Chikuma River jouryu and karyu Regional Wastewater Treatment Plant  
Address:2455 Akanuma-sarutaka and 1060-1 Masima-kawai, Nagano-city, Nagano prefecture  
B.siliceous sand  
Chikuma River jouryu Regional Wastewater

Treatment Plant

Address: 1060-1 Masima-kawai, Nagano-city, Nagano  
prefecture

- (4) Contact place for the tender information;  
description/conditions/and other inquiries:  
General Affairs Division, Nagano Prefectural Chikuma  
River Area Sewerage Construction Office  
2413-11 Inaba-hachimandenoki, Nagano-city, Nagano  
prefecture  
TEL 026-224-3652
- (5) Time and place for the tender:  
Time: 2:00P.M. March 13.2009  
Place: Conference room 301 Nagano Prefectural  
Chikuma River Area Sewerage Construction  
Office
- (6) Time limit for the tender by post mail:  
Time: 5:00P.M. March 12.2009  
Place: General Affairs Division, Nagano Prefectural  
Chikuma River Area Sewerage Construction  
Office  
2413-11 Inaba-hachimandenoki, Nagano-city  
Nagano prefecture 380-0917

生活排水課